

札幌市子ども未来局子育て支援部臨時的任用職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、勤務先内の職員用ロッカーにおいて、同僚職員2名の財布からクレジットカードを盗み、当該カードを買い物代金の支払いに使用した。

上記の事実は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分内容

停職4か月

3 処分日

平成25年12月13日

4 被処分者

子ども未来局子育て支援部臨時的任用職員 女性 20代
(被処分者は同日付けで依願退職)